

豊監公表第2号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年（2026年）1月29日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

令和8年(2026年) 1月7日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年 1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市活力部 魅力文化創造課	<p>◆豊中まつり 実行委員会との取り決めについて</p> <p>「豊中まつり」については、実施当初から実行委員会が組織され、運営が行われてきた経過がある。また現在、その運営経費は、市の負担金及び市民ボランティアや地域団体等の連携協力による企業協賛・個人協賛・広告協賛・出店料などにより確保されているとのことである。</p> <p>公益性を有する事業の運営を、自治体や他団体等を構成員</p>	令和7年4月7日に覚書を締結 (別添参照)

とする実行委員会組織により行うこととし、当該事業に係る経費について、各構成員の負担金により確保する等の形態は、一般的に見受けられるところである。

市の負担金の支出については、基本的に市長の合理的な裁量に委ねられ、必要な予算措置等を経てなされるものであるが、その原資は公金であることから、負担金支出の公正性を担保し、市民への説明責任を果たす観点からは、市と実行委員会との間で、経費の負担割合や金額、精算方法、市への実績報告、事業の目的や内容、事業実施期間等の基本事項について、協定書等により明確化が図られるよう検討されたい。

## 豊中まつりの開催に係る負担金の支払いに関する覚書

豊中市（以下「市」という。）と豊中まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、豊中まつり（以下「本まつり」という。）の円滑な運営を図るため、市が実行委員会に対して負担金を支払うことに関し、以下のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、本まつりの開催において、必要な経費の一部を市が負担することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （開催概要）

第2条 本まつりの開催概要は、以下のとおりとする。

- (1) 名称：豊中まつり 2025
- (2) テーマ：人と文化がふれあうまつり
- (3) 基本コンセプト：市民がつくる市民のまつり
- (4) キャッチコピー：I LOVE TOYONAKA
- (5) 開催期間：令和7年(2025年)10月18日及び10月19日
- (6) 会場：豊島公園（豊中市曾根南町1丁目地内）ほか

### （負担金の額）

第3条 市は、実行委員会に対し、本まつりの開催に係る経費の一部として、金18,000,000円を負担金として支払う。

### （負担金の使途）

第4条 実行委員会は、前条の負担金について、本まつりの運営に必要な経費のうち、安全対策費及び会場設営費に充てるものとする。

### （負担金の支払方法）

第5条 市は、実行委員会からの請求に基づき、第3条に規定する負担金の全額を、本まつりの開催期間前に支払うものとする。

- 2 実行委員会は、本まつりの開催期間前に負担金の内訳がわかる資料を添付の上、請求書を市に提出するものとし、市は請求書を受領後、実行委員会の指定する銀行口座に支払うものとする。

3 本まつりの開催後、実行委員会は、実績報告書を市に提出するものとし、前払いされた負担金に対して実績額が下回った場合、実行委員会は、残額を市に返金するものとする。

(覚書の有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、令和7年(2025年)4月7日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(協議事項)

第7条 本覚書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市及び実行委員会で協議の上、誠意をもって解決するものとする。

以上、本覚書の締結の証として、本覚書を2通作成し、市及び実行委員会それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年)4月7日

**【豊中市】**

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市  
豊中市長 長内 繁樹

**【豊中まつり実行委員会】**

大阪府豊中市蛍池東町2丁目7番2号  
豊中まつり実行委員会  
実行委員長 福永康弘